第2回世田谷区農業委員会総会

日:令和5年9月28日(木)

場所:三軒茶屋分庁舎5階オリオン

第2回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時:令和5年9月28日(木)午後4時から

開催場所:三軒茶屋分庁舎5階オリオン

出席の委員:会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、髙橋光正、清水希悦、髙橋

哲也、苅部嘉也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田

鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、矢藤茂、髙橋弘行、羽田圭二、真鍋よし

ゆき、阿久津皇

欠席の委員:髙橋拓司

出席の職員:事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、

主事 藤田遼二

会議次第

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について

【該当なし】

- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について

【該当なし】

- (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 5. 協議事項
 - (1) 令和5年11月の総会日程(案)について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
- 6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「いも堀り」「親子で秋野菜の収穫」の開催について
 - (2) 第108回せたがや園芸市の開催について
 - (3) 都内農産物等の放射能検査について
- 7. その他
- 8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではありますが、皆様おそろいですので、ただいまより第2回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1となります。第3号議案の資料がNo.2となります。協議事項の資料といたしましてはNo.3、報告事項の資料はNo.4、No.5、No.6となっております。また、当日配付資料といたしまして、本日の農業委員会総会次第差し替え版、追加資料として、資料No.7、生産緑地の取得のあっせん依頼について、さらに、せたがや営農だより第117号、「世田谷区農福連携事業オープンファームの秋!」というチラシ、あと、132回世田谷の花展覧会、第51回世田谷区農業祭のご案内のチラシ、世田谷農業インフォメーション令和5年度秋・冬号のリーフレット、白黒の資料の東京都農業会議情報令和5年9月をお配りしています。資料の不足はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。 宍戸会長、よろしくお願いします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は髙橋拓司委員が欠席となっておりますが、過半数の 出席がございますので、総会が成立することを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、髙橋光正委員、苅部嘉也委員にお願いしたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、事務局からの報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条に関する議案が1件となっております。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、第4条、第5条について説明をさせていただきます。

まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものに転用する場合で所有者の変更を伴うときには第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。

この届出については会長の専決処理としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1をご覧下さい。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。 受付番号5-4-4。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案の報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願9件についての審議を行います。 それでは、1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について説明いたします。 農業を営んでいた被相続人から農地等を相続等により取得し農業を営む場合には、農業 相続人が農業を継続して行っている場合に限り、相続税の納税猶予の申請を行うことで、 一定の相続税額の納税が猶予されますが、その証明のために3年に1度、税務署に提出が 必要となる証明でございます。

お手元の資料No. 2-1をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明 願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○宍戸会長 この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。
- ○後藤委員 (委員より、調査内容について報告)以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

- ○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。 次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、資料No. 2-2をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○事務局 それでは、髙橋拓司委員からお預かりしております調査報告文を読み上げさせ ていただきます。

(事務局より、調査内容について代読)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目ですが、本件は、○○委員の家族の申請でございます。農業委員会等に関する法律第31条1項の農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないという規定により、本件の審議の間は、○○委員には退席をお願いいたします。

〔○○委員 退席〕

- ○宍戸会長 それでは、事務局からの説明をお願いいたします。
- ○事務局 お手元の資料No. 2-3をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたし

ます。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

- ○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。
 - ○○委員には、入室いただいて下さい。

〔○○委員 着席〕

- ○宍戸会長 次に、4件目と5件目の説明を事務局からお願いいたします。
- ○事務局 資料No. 2-4、2-5をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- 宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいた します。
- ○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

それでは、4件目、5件目についてご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

4件目、5件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、それでは、4件目、5件目の証明書を発行すること といたします。

次に、6件目、7件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 2-6、2-7をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○池田委員 (委員より、調査内容について報告) 以上でございます。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

それでは、6件目、7件目についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

6件目、7件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいた します。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、6件目、7件目について証明書を発行することといたします。

次に、8件目ですが、本件は、○○委員のご家族からの申請でございます。農業委員会等に関する法律第31条1項の農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないという規定により、本件の審議の間は、○○委員には退席をお願いいたします。

「○○委員 退席〕

- ○宍戸会長 それでは、事務局からの説明をお願いいたします。
- ○事務局 お手元の資料No. 2-8をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いい たします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告) 以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

- - ○○委員には、入室いただいて下さい。

〔○○委員 着席〕

- ○宍戸会長 次に、9件目を事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局 資料No. 2-9をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明 願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○宍戸会長 この件について調査されました髙橋拓司委員は本日欠席となっておりますので、代わって事務局から報告をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、髙橋拓司委員からお預かりしております調査報告文を読み上げさせていただきます。

(事務局より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和5年11月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3をご覧下さい。令和5年11月の総会日程(案)についてで ございます。

次回の総会開催日時につきましては、10月31日火曜日午後3時から、会場は区役所第2 庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

令和5年11月の開催日時につきましては、11月27日月曜日午後3時から、会場は区役所 第2庁舎第5委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会の日程(案)について原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおりに決定いたします。

続きまして、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について、事務局から説明をお願いいた します。

○事務局 当日配付資料の方に入っています資料No.7をご覧下さい。

生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。本件は、生産緑地指定後、30年を経過した農地についての買取り申出となります。9月5日付で買取り申出を受理いたしまして、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。詳細につきましては、資料No.7をご覧いただければと思います。

以上でございます。

- ○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。
- ○真鍋委員 生産緑地の取得のあっせん依頼についてというのは、これからもあることだと思うんですが、今期の初めなので改めて確認をしたいんですが、今、買取り申出が9月5日付とかと言われまして、今日が9月28日です。それで、これは世田谷区であるとか、東京都であるとか、関係の公のところに照会をして、買い取らないよという返事をもらって今日に至っていると思うんです。非常に短期間の間にどれぐらいの公の機関を回って、そして今日に至ったのか、経過を教えてもらいたい。
- ○事務局 このあっせんの依頼に関しましては、東京都と世田谷区役所、この2か所に買取りの希望の有無を調査しております。2か所になります。
- ○真鍋委員 そうすると、9月5日に買取り請求が出て、まず、これは区と都と同時に依頼をするんですか。それから、東京都の方からはどれぐらいで返事が来たんですか。
- ○事務局 ほぼ同時のタイミングで東京都と世田谷区両方にあっせんの依頼を出させていただきましたが、戻りは平均して2週間ぐらいで、その報告が農業委員会の事務局の方に上がってまいります。
- ○真鍋委員 では、生産緑地の買取り請求が出た場合に、多分、私の記憶では、特別な事由がない限り買い取らねばならないと条項にあったと思うんですが、例えば、東京都が買い取らないという結論を出したのには、何か事由というのは述べられているんですか。
- ○事務局 事由の記載はございません。
- ○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

- ○宍戸会長 ほかにご質問がないようですので、以上で協議事項を終了いたします。 では、続きまして、次第6の報告事項に移ります。
 - (1)から(3)について、事務局から報告をお願いいたします。
- ○事務局 それではまず、資料No. 4をご覧下さい。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「いも掘り」と「親子で秋野菜の収穫」の開催についてです。周知方法につきましては、「いも掘り」は10月1日、「親子で秋野菜の収穫」は10月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でのご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.5をご覧下さい。第108回せたがや園芸市の開催についてのご案内です。10月20日金曜日から10月22日日曜日まで、羽根木公園で開催をいたします。周知方法

につきましては、10月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.6の都内産農産物の放射能検査について報告いたします。こちらは、 令和5年9月14日付の検査結果でございます。世田谷産の農産物につきましては対象とは なっておりませんが、いずれの農作物も異常はないという結果でございます。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

- ○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。次第7、その他について、何かございますでしょうか。
- ○事務局 事務局より、当日配付資料について少しご案内をさせていただきます。

当日配付資料の内、せたがや営農だより117号につきましては、新たな農業委員として皆様方のご紹介をさせていただいております。ご確認をお願いいたします。

次に、「世田谷区農福連携事業オープンファームの秋!」のチラシについて簡単に説明をさせていただきます。粕谷2丁目7番の農地において区が実施しております農福連携事業は、区が委託する事業者が障害のある方々とともに日々の農作業を行っており、障害者施設の利用者や近隣の小中学校の特別支援学級の子供たち等が農作業体験等を行っております。10月14日土曜日に地域の皆様に農場の様子をご覧いただくオープンファームを初めて開催いたします。圃場の案内や日々の活動内容の紹介等を行いますので、農業委員の皆様もご都合が合えば、ぜひお越しいただきたいと思います。

続きまして、第132回世田谷の花展覧会、第51回世田谷区農業祭のご案内ですが、花展覧会は11月10日金曜日から、農業祭は11月11日土曜日から、いずれも12日日曜日まで、今回は世田谷公園での開催となります。詳細につきましては、チラシの方をご確認いただきたいと思います。

事務局からは以上となります。

- ○宍戸会長 ほかには何かございますでしょうか。
- ○事務局 事務局はこれで終わりでございます。

それでは、浦野美枝子職務代理より閉会の挨拶をよろしくお願いいたします。

○浦野会長職務代理者

(職務代理挨拶)

この議事録は、令和5年9月28日(木)開催の第2回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会 会長 宍戸幸男